

〔仮称〕個人情報保護法 施行条例(素案)への意見募集 全国的な共通ルールが直接適用

9/20(火)まで

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律(以下「法」)が改正されました。地方公共団体に関する規定については令和5年4月1日から施行されます。法施行後は、区においても法で定められた全国的な共通ルールが直接適用されます。このため、現行の個人情報保護条例を廃止するとともに、法から条例に委任されている開示請求に係る手数料など、法の施行に関し必要な事項を定めた「〔仮称〕個人情報保護法施行条例」を制定することになりましたので、皆さんのご意見を募集します。

条例(素案)の概要

〔開示請求に係る手数料〕
現行と同様に保有個人情報の開示請求をする際の手料は無料とし、写しの交付を行う場合は、写しの作成および送付に要する費用をいただきます。

〔開示決定等の期限〕

開示請求があった日から14日以内に開示決定等をしなければならぬこととします。また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を30日以内に限り延長することができるものとします。

〔開示決定等の期限の特例〕

開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を

マイナンバー制度に基づく 特定個人情報保護評価書 (素案)への意見募集

9/20(火)まで

区では、国のマイナンバー(社会保障・税番号)制度に基づき、「特定個人情報保護評価」を実施しています。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」「マイナンバー法」により、皆さんのご意見を募集します。

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を取り扱う事務について、個人のプライバシー等の権利利益へ及ぼす影響を事前に予測したうえで、特定個人情報の漏えい等その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するために適切な措置を講じていることを「特定個人情報保護評価書」に記載

意見を募集する評価書

今回、次の2つの事務の変更に伴う評価の実施にあたり、公表済みの評価書の変更案(素案)を作成しました。

Ⅰ 地方税の徴収に関する事務

全項目評価書(素案)
変更点:外部委託先の追加
〔予防接種に関する事務〕
全項目評価書(素案)
変更点:新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ

Ⅱ 特定個人情報保護評価書

Ⅰ 基本情報
対象となる事務の詳細な内容、事務で使用するシステムの機能、特定個人情報を取り扱う法的根拠等
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
事務で取り扱う特定個人情報ファイルについて、対象者の人数・範囲・記録される項目および情報の入手・使用・委託・提供・保管・消去等取扱いのプロ

Ⅲ セスの概要

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクに対して詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置
Ⅳ その他のリスク対策
自己点検、監査、従事者に対する教育・啓発等のリスク対策
Ⅴ 開示請求、問合せ
特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等
Ⅵ 評価実施手続
住民からの意見聴取、第三者点検等、特定個人情報保護評価の各手続の実施方法等

意見の募集

素案の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、納税課(区役所5階)、新型コロナウイルスワクチン接種推進室(区役所8階)で閲覧できます。いただいたご意見や区の考え方は、後日、区ホームページ等に公開する予定です。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

〔募集期限〕

9月20日(火)必着

〔提出方法〕

区ホームページ、または①氏名②住所③評価書名④ご意見⑤区外の方は在勤・在学等を記入

し、〒135-8383区役所広報広聴課 情報公開個人情報保護担当(区役所2階21番)へ郵送、ファクスまたは持参
※電話受付は行いません。

今後のスケジュール

今回のご意見を踏まえ必要を見直しを行い、有識者による第三者点検を行います。その後、10月末までに国の機関である個人情報保護委員会へ評価書を提出し、公表を行う予定です。

〔特定個人情報保護評価についての問合せ先〕

納税課収納推進係
☎(3647)2063
FAX(3647)8646

禁煙外来治療費の一部助成事業を実施

申込開始 9/1(木)~

区では区民の皆さんの禁煙による健康づくりや、周囲の方々への受動喫煙を防止する取り組みの一つとして、禁煙外来治療費の一部助成を実施します。登録後に治療を開始し、6か月の登録期間内に治療終了・助成金申請まで行う必要があります(すでに治療中・治療後の方は対象外です)。

〔助成対象経費〕

○健康保険が適用される禁煙外来治療費のうち、禁煙外来治療費の一部助成を実施します。登録後、6か月以内に禁煙外来治療を5回以上受診し、領収書、明細書を保存していること

〔助成上限額〕

1万円(助成が受けられるのは1人1回限り)

〔助成金交付の条件〕

登録後、6か月以内に禁煙外来治療を5回以上受診し、領収書、明細書を保存していること
☎9月1日(木)から区ホームページ、または登録申請用紙に必要事項を記入し、〒135-0016 東陽2-1-1保健所健康推進課が対策・地域医療連携係へ郵送、ファクス、窓口で※登録用紙等、詳細は区ホームページをご覧ください。

広報広聴課情報公開個人情報保護担当
☎(3647)4022
FAX(3647)9635

〔地方税の徴収に関する事務についての問合せ先〕

納税課収納推進係
☎(3647)2063
FAX(3647)8646

〔新型コロナウィルスワクチン接種推進室ワクチン接種管理担当の問合せ先〕

☎0120(115)721
FAX(3647)8647

来治療費の自己負担分
○医師の処方に基づいて購入した禁煙補助薬購入費の自己負担分

登録後、6か月以内に禁煙外来治療を5回以上受診し、領収書、明細書を保存していること
☎9月1日(木)から区ホームページ、または登録申請用紙に必要事項を記入し、〒135-0016 東陽2-1-1保健所健康推進課が対策・地域医療連携係へ郵送、ファクス、窓口で※登録用紙等、詳細は区ホームページをご覧ください。

☎(3647)5889
FAX(3615)7171